

事業承継税制改正のポイント

将来の納税不安を大幅に軽減する事業承継税制の抜本拡充が実現！

- 今回の改正措置は、世代交代に向けた集中取り組み期間として10年間の時限措置【2018年1月～2027年12月まで】です
- 税制の適用を受けるには、今後5年以内に承継計画(仮称)を都道府県に提出、10年以内に承継を行う必要があります

① 事業承継時の納税負担がゼロに！ - 対象株式数等の上限撤廃 -

< 現行 > 実際の猶予割合は53%(対象株式数上限2/3×猶予割合80%)。残りの47%は納税が必要

< 改正 > 対象株式数2/3上限の撤廃、相続時の猶予割合80% → 100%引き上げにより、自社株承継時の納税負担がゼロに

② 納税猶予打切りリスクを最小化！ - 雇用維持要件の実質撤廃 -

< 現行 > 5年平均で80%維持(雇用維持できない場合は、利子税付きで全額納付)

< 改正 > 雇用維持要件は実質撤廃(雇用5年平均80%を下回る場合でも猶予税額は納付不要)

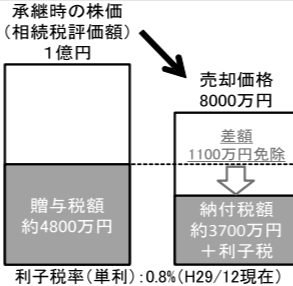
Point 承継後5年間で雇用者数が平均80%を下回る場合

- 都道府県へ、承継後5年間で雇用者数が平均80%を下回った理由報告が必要
- 経営悪化が理由の場合は、認定支援機関による指導・助言が必要

③ 将来の納税不安を大幅軽減！ - 経営環境変化に応じた減免制度の創設 -

< 現行 > 納税免除は後継者死亡、破産の場合等限定的

< 改正 > 株式売却、廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除



Point 差額免除措置の適用対象

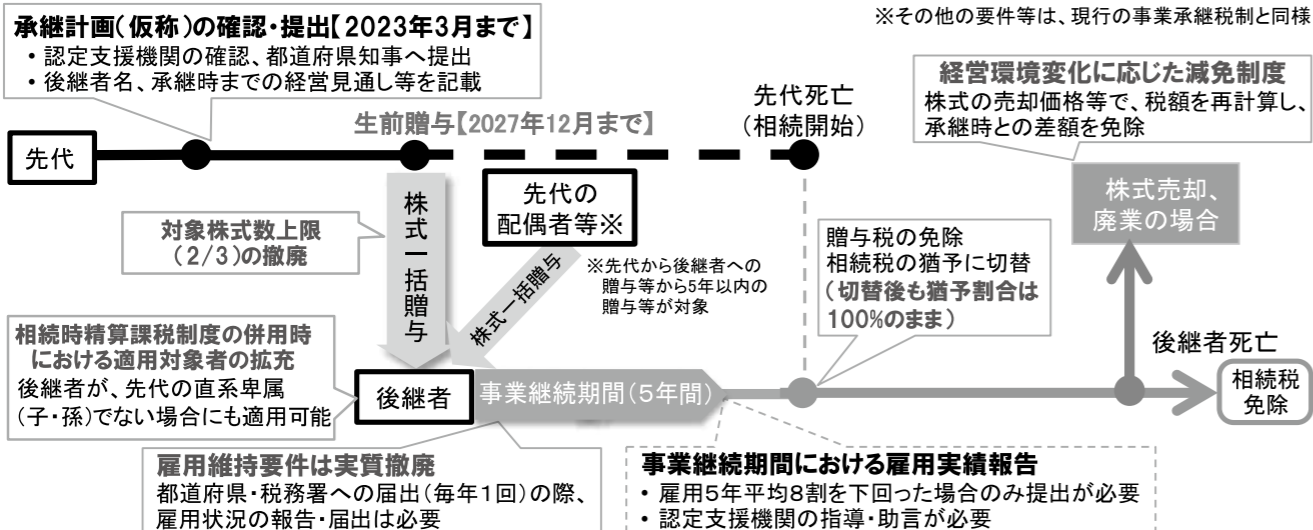
- 株式売却: 全ての企業(経営を継続しない理由提示のみ)
- 廃業: 経営環境変化の影響を受けた企業(経営指標による判定あり)

④ 多様な事業承継を促進！ - 複数承継の対象化 -

< 現行 > 先代1人から後継者1人への株式承継に限定

< 改正 > 配偶者や従業員からの贈与・相続や、後継者が複数(3人まで)での承継も対象化
※後継者要件: 代表者、株式10%以上保有等

事業承継税制を活用した自社株式の承継のモデルケース



誌上相談室は次ページに続きます。

誌上相談室 Q&A

【テーマ】

平成30年度 税制改正のポイント



平成30年度の税制改正では、中小企業での準備が進んでいないといわれている後継者への事業承継を円滑に推し進めるため、将来の納税不安を軽減する贈与税・相続税制の創設と大幅な拡充が行われます。

また、賃上げを支援する税制や、生産性向上のための設備投資を後押しする税制など、中小企業にとって重要な項目が盛り込まれた内容となっています。

【回答】
当所エキスパート・バンク登録専門家
佐藤晴美税理士事務所(宮城野区五輪)

税理士
佐藤晴美氏

1. 事業承継税制の抜本拡充が実現

Q1 事業承継時の納税負担がゼロになるということですが、どのような内容ですか。

A 中小企業が後継者へ事業承継をするときに問題となるのは、自社株の引き継ぎによる贈与税・相続税の負担です。贈与・相続時に大きな税負担が発生する場合があります。後継者への事業承継が進まない大きな要因の一つとなっています。

現在の贈与税・相続税の納税猶予制度では、納税猶予の対象株式数の上限は株式総数の3分の2、納税猶予割合は80%で、実際に猶予される税額は全体の約53%にとどまり、残りの47%は納税が必要です。

改正では、納税猶予の対象株式数の上限を撤廃して全株式に適用できるようにし、納税猶予割合も80%から100%へ拡大して、自社株を引き継いだ時の納税負担がゼロとなります。

Q2 納税猶予が打ち切りとなる場合のリスクが軽減されるそうですね。

A 現在の納税猶予制度は、納税猶予を

受けてから5年間で平均8割以上の雇用を維持しなければ納税猶予は打ち切りとなり、猶予されていた税額を全額納付しなければなりません。中小企業は経営環境の変化によりやむを得ず雇用を維持できない状況も考えられ、制度利用をためらう一因となっていました。

改正では、5年間で平均8割以上の雇用を維持できない場合でも全額納付は不要で、納税猶予を継続できることとなっています。

ただし、その場合には都道府県へ、雇用が8割を下回った理由を報告する必要があります。経営悪化が原因である場合には、認定支援機関による指導や助言を受ける必要があります。

Q3 将来、株式を売却するなどの経営環境が変化した場合に減免制度が設けられるということですが、どのような内容ですか。

A 現行では後継者が納税猶予中に、廃業や自社株を売却する際は、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、株式承継時の株価を基準に猶予されていた贈与税・相続税を全額納付しなければならず、過大な税負担が生じる可能性があります。猶予税額が免除となるのは後継者の死亡や破産の場合等に限定されています。

改正では、後継者が廃業や自社株を売却した時点での株価に基づいて再計算した税額を納付し、承継時よりも廃業・売却時の税額が下回った場合のその差額の

税額は免除される制度が導入されます。この差額免除の適用対象となるのは、売上減少や赤字が連続した場合など、一定の経営指標により経営環境の変化の影響を受けたと判定された等の場合です。

Q4 事業承継の対象者が複数でも適用となるそうですが、どのようなようになりますか。

A 現行では、1人の先代経営者から1人の後継者へ贈与・相続される場合に納税猶予の対象とされています。

改正では先代経営者の配偶者や親族外といった複数の株主からの承継も対象となり、後継者も最大3人まで複数で承継する場合も対象となります。なお、後継者は代表権を有し、株式を10%以上保有していること等の要件を満たす必要があります。

また、今回の改正で事業承継税制の適用を受ける場合には、60歳以上の贈与者から20歳以上の親族以外の後継者への贈与も相続時精算課税制度の対象となりますので、多様な事業承継が可能となります。

今回改正される事業承継税制は、今後10年間限定のもので、この税制の適用を受けるには今後5年以内に承継計画を都道府県に提出し、10年以内に自社株を後継者へ承継する必要があります。



2. 中小企業の賃上げ・生産性向上のための税制措置

Q5 中小企業の賃上げ支援税制が使いやすいようになるそうですが、どのような内容ですか。

A 中小企業が一定の要件を満たす賃上げをした場合、税額控除が受けられます。改正では現行よりも要件が緩和され、給与総額が前年度以上で、平均給与が前年度よりも1.5%以上増加した場合には、給与総額増加分の15%の税額控除が受けられます。

さらに、平均給与が前年度よりも2.5%以上増加し、職業訓練費が前年度よりも10%以上増加するなどの要件を満たせば、給与総額増加分の25%の税額控除が受けられます。

Q6 中小企業の新規設備投資について固定資産税の減免制度が創設されるそうですが、内容を教えてください。

A 中小企業が市町村の計画に基づき一定の機械装置等の対象設備を新規に取得して市町村の認定を受けた場合には、3年間の固定資産税がゼロから2分の1に軽減されます。

Q7 中小企業のM&Aを促進する制度が創設されたそうですが、どのようなものですか。

A 近年、中小企業に後継者がいない等の理由から、いわゆるM&Aにより第三

者が事業承継するケースが増えていますが、その場合に事業譲渡等に際し発生する不動産取得税や登録免許税を2年間軽減する制度が創設されました。

Q8 少額減価償却資産の全額損金算入の特例は平成30年3月までとなっていますが、どのようになりますか。

A 中小企業が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その資産の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入が認められています。改正により、この制度は平成32年3月まで延長されます。

Q9 交際費の特例制度は平成30年3月までとなっていますが、改正ではどのようになりますか。

A 法人が支出した交際費は原則として損金とされませんが、①交際費のうち接待飲食費の50%まで損金とすることが認められ、②中小企業については特例として①との選択適用で、年800万円までの交際費を損金とすることが認められています。改正によりこの制度は、平成32年3月まで適用期限が延長されます。

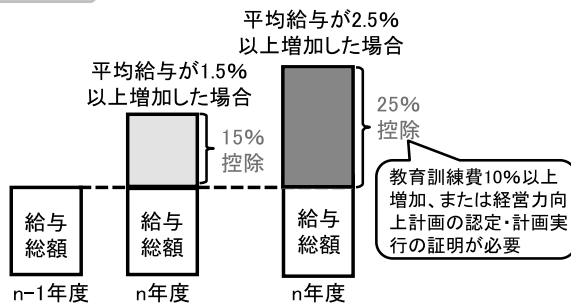


中小企業の賃上げ・生産性向上のための税制措置

※「中小企業」: 資本金1億円以下の法人

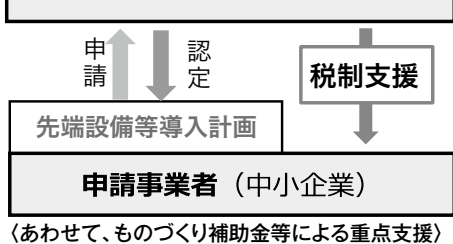
1. 所得拡大促進税制の拡充・延長

- 賃上げ基準年度が平成24年度から前年度比に変更
 - より高い賃上げを実施した場合、控除率がアップ
 - ①平均給与1.5%以上増加: 給与総額増加分の15%を税額控除
 - ②平均給与2.5%以上増加: 給与総額増加分の25%を税額控除(※)
- ※教育訓練費が対前年度比10%以上増加、または経営力向上計画の認定・計画実行の証明が必要



「生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)」で想定されるスキーム

市町村(導入促進基本計画の策定)



2. 償却資産に係る固定資産税の減免の創設(3年間)

- 市町村の認定(※)を受けた中小企業の新規設備投資について、取得後3年間の固定資産税をゼロ~1/2に軽減
- ※「生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)」の規定により市町村が策定する計画に基づく認定

対象設備

- 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備
【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】
- ◆機械装置(160万円以上/10年以内)
 - ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)
 - ◆器具備品(30万円以上/6年以内)
 - ◆建物附属設備(60万円以上/14年以内)

3. 中小企業のM&Aを促進する税制措置の創設(2年間)

- 後継者難等から近年増加しているM&Aを支援するため、事業買収の際に発生する税負担(登録免許税・不動産取得税)の軽減措置を創設

4. 少額減価償却資産(30万円未満)の全額損金算入特例の延長(2年間)

5. 交際費800万円までの全額損金算入等の特例の延長(2年間)